

「ねんきんネット」による 各種通知書の再交付申請について



日本年金機構から送付される以下の通知書を、「ねんきんネット」の画面上から再交付申請することができるサービスです。

年金事務所の窓口に来所いただくなくても、「ねんきんネット」からいつでも再交付申請を行うことができます。

◎再交付申請できる通知書

通知書名	説 明	発送の目安
社会保険料（国民年金保険料）控除証明書	国民年金保険料の各年ごとの納付額を証明するものです。	約 1 週間
公的年金等の源泉徴収票	1 年間に支払われた年金額や源泉徴収された所得税額等をお知らせするものです。	約 1 週間
年金額改定通知書	物価等の変動に応じて年金額が改定されたときに、改定後の年金額をお知らせするものです。	約 1 週間
年金振込通知書	金融機関等の口座振込で年金受け取られている方に対して、支払われる金額をお知らせするものです。	約 1 週間
支給額変更通知書	年金額が決定された場合や、年金額に変更が生じた場合に、年金額等をお知らせするものです。	約 3 週間

※交通事情、災害、その他避けられない事情により、発送が遅れる場合がありますのでご了承ください。

◎ご利用登録とご利用方法

インターネット上で、「ねんきんネット」で検索、
または http://www.nenkin.go.jp/n_net/ にアクセスしてください。

ご利用には「ねんきんネット」の ID が必要です。（ID をお持ちでない場合は登録をお願いします。）

ID をお持ちの方は、「ねんきんネット」の「通知書再交付」機能で再交付申請する通知書を選択のうえ、必要事項を入力して申請してください。

操作方法の詳細は「ねんきんネット」ホームページ内の「ご利用ガイド」をご確認ください。

●詳しくは、お近くの年金事務所または役場住民課戸籍年金係(35-2124)へお問い合わせください。●

幌加内町は旭川年金事務所の管轄区域です。

住所：〒070-8505 旭川市宮下通り2-1954-2 TEL：0166-25-5589